

#### 4 下水道施設建築機械・建築電気設備 請負工事 出来高査定運用基準

## 下水道施設建築機械・建築電気設備請負工事出来高査定運用基準

本基準は、事務連絡 工事監理 第19-032号（平成20年1月19日）にて、都市整備局の基準を準用するものとして、改訂された。

よって、中間出来高算定時は、都市整備局工事監督要領（平成27年6月）のⅡ編 工事監督業務の指針 第2章 工事中間出来高査定の取扱いについて示されている表2を参照する。